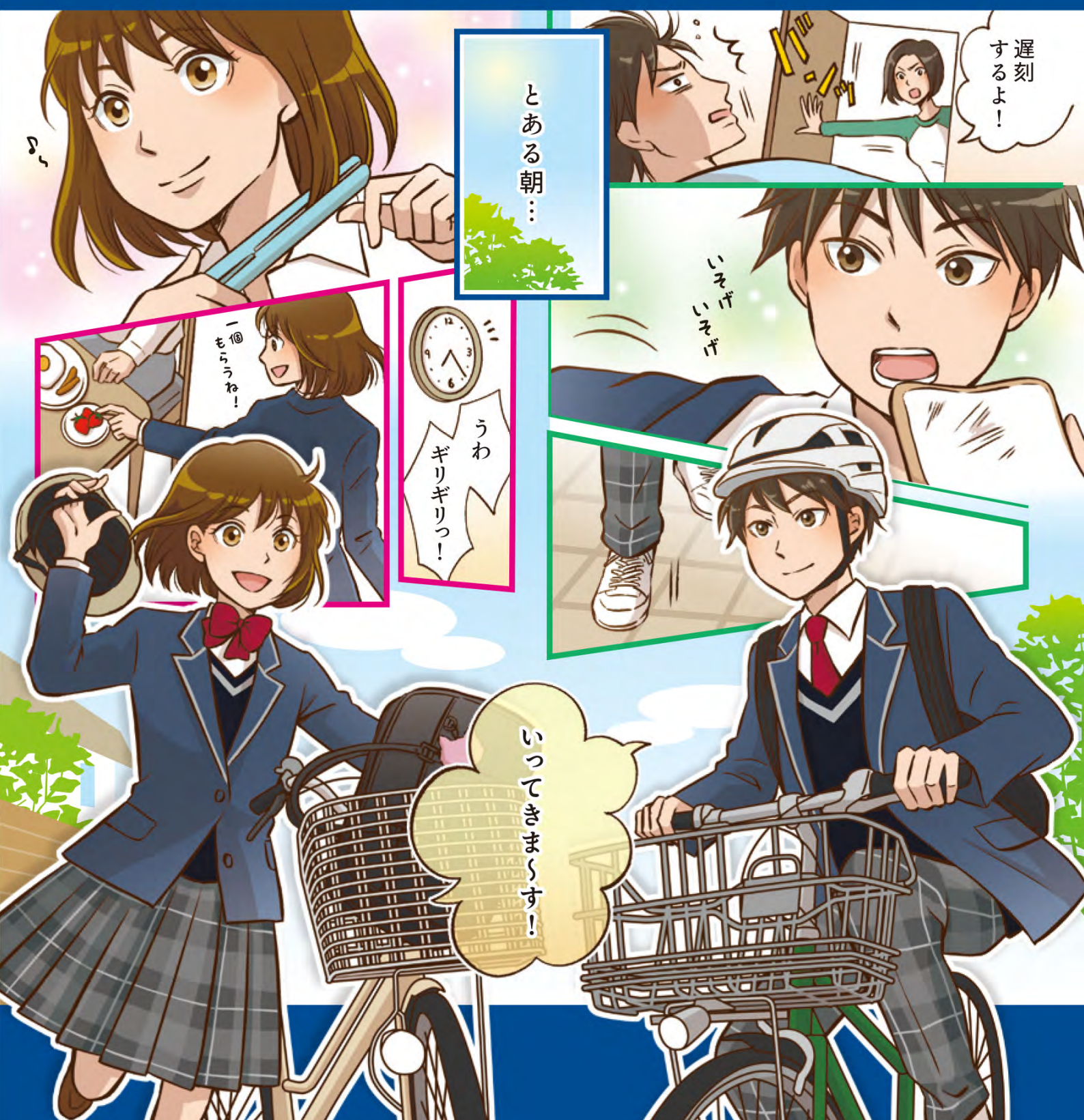


交通ルールを守るとは 自分の未来を守ること

いすゞ自動車株式会社は、地域の皆さんが安全に安心して暮らせるよう
交通安全啓発活動に取り組んでいます。(監修:神奈川県 戸部警察署)



自転車 安全利用五則

自転車に乗るときは必ず守ろう！5つの基本ルール

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



自転車は道路交通法では軽車両、つまり車やバイクの仲間です。道路を走るときは、車として交通ルールを守ること。

歩道と車道がガードレールなどで区別された道路や、路側帯のある道路では原則として車道を走ります。歩道を走るときは車道寄りを徐行し、歩行者を優先すること！ *徐行とはいつでも止まれるスピードのこと

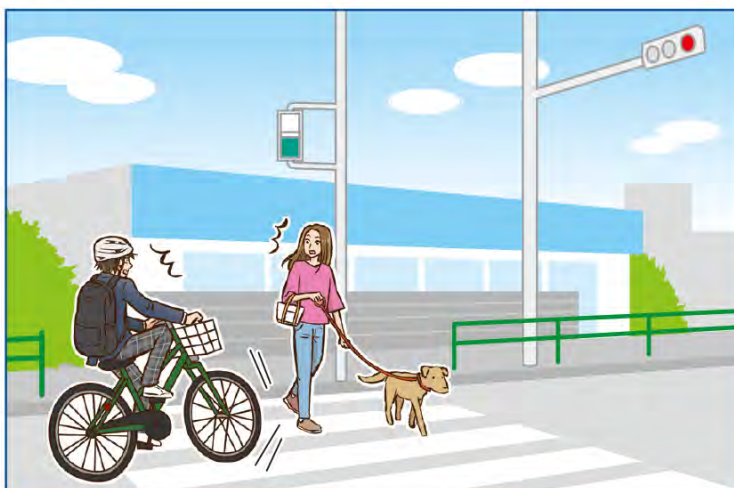


普通自転車等
及び歩行者等専用

例外

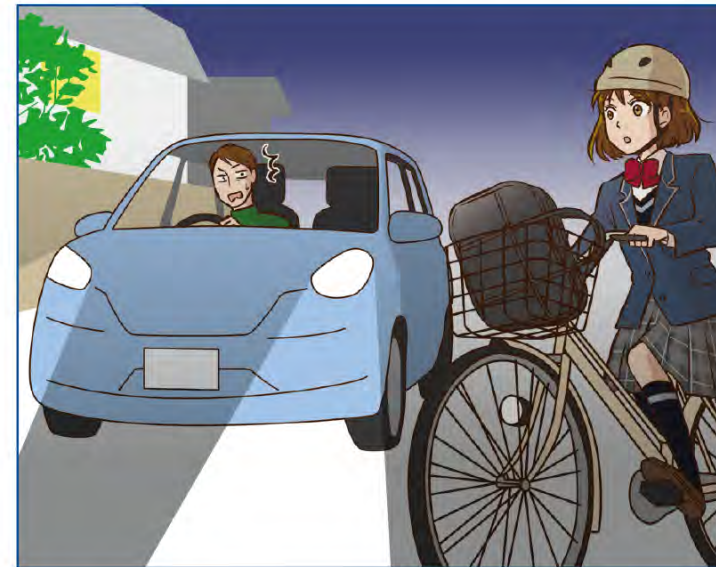
- 1 普通自転車歩道通行可の標識・表示がある場合
- 2 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している場合
- 3 道路工事や駐車車両などで車道を安全に走行することができない場合

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



交差点でもその他の場所でも信号は必ず守ること。「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号に従いましょう。一時停止の標識・表示のある場所では停止線で必ず一時停止をしなければいけません。信号や標識のない道路でも必ず安全確認をしてから通行しましょう。

3 夜間はライトを点灯



夜間に自転車に乗るときは必ずライトを点けること。乗る前にライトがつくかどうか点検をしておくことも大切です。

点検の合言葉 **ブタはしゃべる**

ブ ブレーキ

前輪と後輪のブレーキを別々にかけて、ブレーキの効き具合を確かめよう。

タ タイヤ

空気が十分入っているか、すり減っていないか確かめよう。

は 反射材・ライト

反射材が割れたり、汚れていないか、ライトが明るくつくか確かめよう。

しゃ 車体(フレーム・ハンドル・サドル・チェーン等)

フレームやチェーン、ハンドルなどに異常がないか確かめよう。サドルにまたがって、両足先が軽く地面に届くくらいの高さに調整しよう。

べる ベル(警告器)

周囲に聞こえる大きさをきちんと鳴るか確かめよう。

※歩行者をどかすためにベルを鳴らすのは道路交通法違反です。

4 飲酒運転は禁止



お酒を飲んだときは、車はもちろん自転車に乗ることもできません。お酒を飲んで人に自転車を貸したり、自転車に乗っているとわかっている人にお酒を飲ませることもいけません。

5 ヘルメットを着用



改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車の事故で亡くなった人のうち、半数以上の人々が頭部に致命傷を負っているというデータもあります。自分の命を守るためにもヘルメットを着用しましょう。



これもダメ!



× 運転中のながらスマホ

罰則

6月以下の懲役または10万円以下の罰金 交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合、
1年以下の懲役または30万円以下の罰金

スマートフォンなどを手に持って見たり電話をしながらの自転車の運転は禁止です。スマートフォンの操作は安全な場所に停止して行いましょう。周りの音が聞こえないほどの大音量でイヤホンを使用するのも危険なのでやめましょう。

× 二人乗り

罰則

2万円以下の罰金又は科料

友達同士の二人乗りは禁止です。

※運転者が16歳以上で、別途定められた条件を満たす場合のみ幼児との二人乗り・三人乗りが可能です。

× 友達と並んで走ること

罰則

2万円以下の罰金又は科料

他の自転車と横に並んで走行することはできません。

※普通自転車は、「並進可」の道路標識がある道路では、2台までに限って並んで通行することができます。

損害賠償請求事例

昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜め横断した高校生Aさんが、対向車線を自転車で直進してきた男性と衝突。言語機能喪失等の重大な障害を負わせる結果となりました。

判決

Aさんは賠償金 約9,200万円の支払いを命じられました(平成20年東京地裁判決)

夜間、無灯火の自転車を運転していた高校生Bさんが、携帯電話に気を取られて前を歩いていた女性に背後から衝突。女性は歩行困難となりました。

判決

Bさんは賠償金 約5,000万円の支払いを命じられました(平成17年横浜地裁判決)

この標識は覚えよう!

自転車は進入することができない



通行止め



車両通行止め



車両(組み合わせ)
通行止め



車両進入禁止



特定小型原動機付自転車
自転車通行止め

自転車が行き通じできない道路



自動車専用



歩行者等専用

自転車が行き通じできる道路



特定小型原動機付
自転車・自転車専用



普通自転車等及び
歩行者等専用

一時停止しなければいけない場所



一時停止



自転車が行き通じできる場所



並進可

自転車が行き通じできる場所



自転車横断帯



横断歩道
自転車横断帯